

東京都市町村振興宝くじ交付金交付要綱

昭和 54 年 7 月 23 日
54総行区第100号総務局長決定
改正 平成 22 年 3 月 5 日
21総行振第1193号総務局長決定
改正 平成 26 年 3 月 28 日
25総行振第1870号総務局長決定
改正 令和 5 年 3 月 30 日
4総行振第1757号総務局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、市町村振興宝くじ交付金（以下「交付金」という。）を交付するため必要な事項を定め、もって特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）における自治振興の促進を図り、併せて、この交付金に係る予算執行の適正化を期することを目的とする。

(交付金)

第2条 交付金は、区市町村における災害対策事業及び緊急な公共施設整備事業等を推進するために、区市町村共通の財源を確保する目的をもって東京都における市町村振興宝くじの収益金を交付するものである。

2 交付金は、公益財団法人東京都区市町村振興協会（以下「協会」という。）に交付するものとする。ただし、協会に交付された交付金のうち、一部は、全国的な視野から広域的に活用するため、一般財団法人全国市町村振興協会に納付するものとする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象事業は、協会が行う事業で次に掲げる事業とする。

- 1 区市町村の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業に対し資金貸付事業を行うこと。
- 2 市町村振興宝くじ交付金を区市町村に交付すること。
- 3 区市町村が共同して行う区市町村の振興に資する事業を助成すること。
- 4 区市町村の振興に関する情報提供事業を行うこと。
- 5 前各号のほか、協会の目的を達成するために必要な事業

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、前条に規定する事業に係る経費とする。ただし、交付金を事務費等の経常的経費に充てることはできない。

(交付額)

第5条 交付金の交付額は、予算の範囲内とし、都道府県が発売する市町村振興宝くじの収益金のうち、東京都に対する配分額をもってその総額とする。

2 知事は、前項の配分金を受け入れたときは、協会に対し交付額の通知を行うものとする。

(交付金の請求)

第6条 協会は、前条第2項による通知があった場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類をもって知事に交付金の請求をするものとする。

- 1 請求者の名称、所在地
- 2 交付対象事業の目的及び内容
- 3 請求しようとする交付金の額
- 4 その他必要と認める事項

(J グランツによる通知等)

第7条 次の各号に掲げる手続及び事務については、J グランツ（補助金申請システム）を使用する方法により行うことができる。

- 1 第5条第2項に基づく交付額の通知
- 2 第6条に基づく交付金の請求

(交付金の交付等)

第8条 知事は、前条の交付金の請求を受けたときは、関係書類等を審査し、相当と認められた場合には速やかに交付金を協会に交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。